

戸籍謄本等交付申請書（郵送請求用）

- 戸籍等を使用されるご本人様が記入し、申請してください。
- には該当のものに✓をしてください。

米子市長様

手数料不足になると、追加で手数料をいただくまで、必要な戸籍等が送付できません。ご注意ください。

令和4年5月1日

■ 申請者 ※申請者住所および返信先は住民票の住所をお書きください。

住所	島根 都道府県 松江市〇〇町123番地	連絡先	※昼間に連絡のつく電話番号 090-1234-****
氏名	淀江 花子		
生年月日	大正 昭和 平成 令和 43年 2月 1日		

■ 何が必要ですか？

本籍	鳥取県米子市 加茂町1丁目1番地	謄本 (全部事項)	抄本 (個人事項)
筆頭者 氏名	戸籍のはじめに書かれている方、亡くなられていても変更はありません 米子 太郎	通	通
必要な方 の氏名	米子 次子 生年月日 昭和12年3月4日	1 通	通
必要な方 からみて あなたは	□本人 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 □配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 □その他（具体的に）	通	通
●最近2週間以内に戸籍の届出をされた方	戸籍の改製や新戸籍編製で、複数通になることがあります、手数料もその分かかります。	前にお問い合わせください	
_____月_____日に、 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他（_____）の届を_____に提出			

- 米子市では平成16年1月27日、旧淀江町では平成14年12月7日に戸籍及び戸籍の附票を電算化のため改製しました。それ以前のものは改製原戸籍になります。

■ 使用

- 使用目 戸籍の届出から戸籍の記載までにある程度日数がかかりますので、把握できる限りご記入ください。
- 戸籍届出 パスポート 相続 年金 その他（_____）
- 特記事項 （例1：年金手続きのため母〇〇の死亡の記載 例2：廃車手続きのため△年△月△日から現在までの住所のつながり）

相続登記手続きのため昭和△年▲▲市から死亡時までの住所のつながり

☆相続などで戸籍が必要な方は、わかる範囲でご記入ください。

（米子市の戸籍で続柄の確認が取れない場合など、それが確認できる戸籍のコピー等をご添付いただく場合があります）

（続柄 母 氏名 米子 次子 生年月 昭和12年3月4日）が死亡したことによる手続きで、

歳から

歳までのものが

組

出生から死亡までのものが

1 組

- 出生から死亡までの戸籍は、死亡者の戸籍の流れによって、複数通になります。
- 相続などに必要な戸籍は、提出先によって、改製前の戸籍も必要となることがあります。
- 廃車手続きなどに必要な戸籍の附票は、住所の履歴によって、複数の附票が必要となることがあります。

■ 請求方法

申請書、手数料（定額小為替）、返信用封筒、申請者の本人確認書類を同封して、送付してください。
詳しくは次頁をご覧ください。